② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。また、減価償却引当特定資産は預金で構成されるため、預金と同様に注記を省略している。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴ 有価証券及び投資有価証券（＊２）			
売買目的有価証券	927,155	927,155	—
満期保有目的の債券	1,300,000	1,191,860	△ 108,139
⑵ 未収附属病院収入	5,362,042		
徴収不能引当金（＊３）	△ 45,318		
	5,316,724	5,316,724	—
⑶ 長期借入金（＊４）	(12,525,843)	(11,148,547)	(△ 1,377,295)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（＊２）　有価証券及び投資有価証券には、新株予約権（貸借対照表価額　―千円）を含まない。

（＊３）　未収附属病院収入は個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

（＊４）　一年以内返済予定長期借入金を含む。

㈱ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。地方債及び社債は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。

未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類している。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としている。

長期借入金（一年以内返済予定長期借入金を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

９．賃貸等不動産関係

当法人は、旦野原キャンパス等において賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

10．資産除去債務関係

⑴ 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、放射性同位元素等の規制に関する法律の規定に基づく放射線同位元素等を使用している工具器具備品の除去費用等である。

⑵ 資産除去債務の金額の算定方法

除去までの見込期間は当該資産の残存耐用年数、割引率は0.2％から2.4％を使用して資産除去債務を計上している。

⑶ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	177,952千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―千円
時の経過による調整額	47千円
履行による減少額	577千円
期末残高	177,422千円

11．未収附属病院収入関係

未収附属病院収入には、契約資産610,881千円が含まれている。契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しているものの、保険者に対する請求が未了の診療報酬である。

（損益計算書関係）

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

① 国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	1,235,085千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,139,756千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	95,328千円

② 国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化額

―千円

95,328千円

２．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

⑴ 収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益27,435,505千円である。

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載している。

⑶ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債については、該当事項はない。契約資産については、「貸借対照表関係に関する注記」の「未収附属病院収入関係」に記載している。